

化学物質の内分泌かく乱作用に関する 今後の対応 —EXTEND2016—

平成28年4月25日
環境省環境保健部環境安全課

化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応 —EXTEND2016—

これまでの経緯と今後の予定

- 環境省では化学物質の内分泌かく乱作用について、平成10年に「SPEED'98」、平成17年に「ExTEND2005」、平成22年に「EXTEND2010」と政策プログラムを策定し、取組を進めてきた。
- EXTEND2010は、策定から「5年間程度の期間を念頭に置いて、(中略)対応の方向性をまとめたもの」であるため、平成26年9月に開催された「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」(座長:北野大)において、今後の進め方に関する方針を検討することとされた。
- 検討結果を踏まえて、平成28年3月24日に開催された上記検討会において、EXTEND2016の案を取りまとめられた。
- 3月31日～5月2日の間、パブリックコメントを募集しており、その結果を踏まえて最終版を公表予定。

EXTEND2010の成果と課題

EXTEND2010における主な成果

- EXTEND2010では、「評価の枠組みの確立」「試験法の開発」「作用・影響評価の実施」に重点を置いて取組を進めた。
- これまでの成果や海外のスクリーニングプログラムを踏まえ、試験管内試験と生物試験の組合せによる2段階の試験・評価の枠組みを構築。
- 上記枠組みの第1段階で用いる魚類短期繁殖試験、第2段階で用いるメダカ拡張一世代繁殖試験、幼生期両生類成長発達試験を確立。
- EXTEND2010策定時に設定した「5年間で100物質程度を目途として検討対象物質の選定を行う」という目標を達成。また、試験管内試験、生物試験を実施し、結果を順次公表。

残された課題

- 試験評価手法の確立に時間を要したため、リスク評価及びリスク管理の段階には到達していない。

2

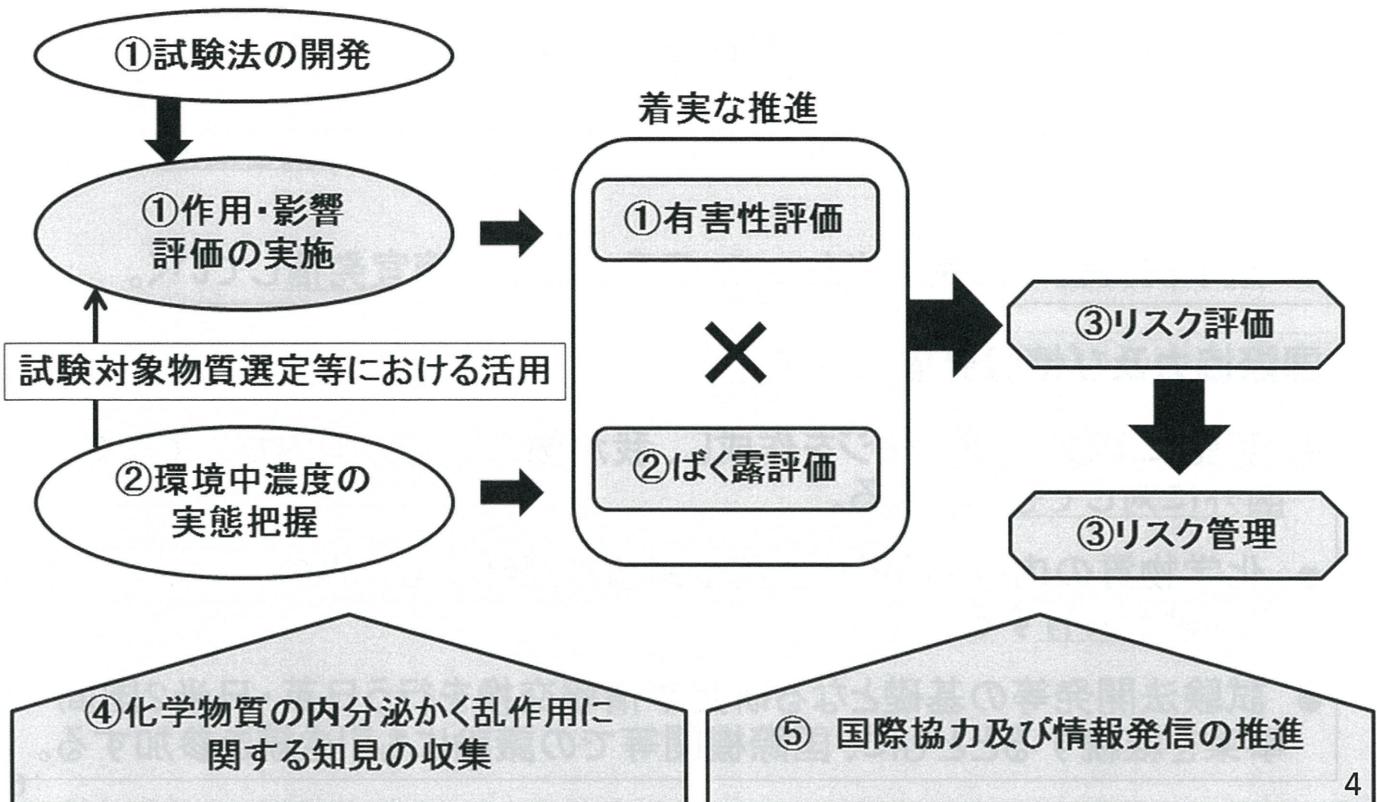
EXTEND2016の基本的な考え方

新たなプログラムの位置づけと狙い

- これまでの成果や国際的な動向を踏まえると、必要なリスク管理を行うことを目指して引き続き対応を進めていくことが必要。
- EXTEND2010の基本的な考え方については、根本的な見直しの必要はなく、項目の整理統合と所要の改善を加えた上で取組を継続する。
- 新たなプログラムは、国際的な知名度等を勘案して「EXTEND2016」と名付ける。
- 引き続き生態系への影響について優先的に取り組み、物質の評価を着実に進めるとともに、海外の動向を踏まえつつリスク管理に向けた議論を深めていく。
- 人の健康に及ぼすリスクについて情報収集を行うとともに、エコチル調査等の国内で行われている取組との連携を視野に入れる。
- 國際協力をすすめ、その成果を最大限活用する。

3

<参考> EXTEND2016における取組の概念図



EXTEND2016の具体的な方針①

作用・影響評価及び試験法の開発

- 評価の枠組みの基本的な考え方は変更の必要がなく、現状の取組を着実に進める。
- より効率的に物質の評価を行っていくため、コンピュータを用いた物質選定の手法等の新たな物質選定の手法について知見を収集する。
- 評価の枠組みに基づき、必要な試験法の開発に注力する。

環境中濃度の実態把握及びばく露の評価

- 化学物質環境実態調査等の環境調査データを活用して実施する。

リスク評価及びリスク管理

- 試験法の開発が進んだことから、着実にリスク評価を進める。
- 諸外国の動向を踏まえつつ、早期にリスク管理のあり方を検討する。5

EXTEND2016の具体的な方針②

化学物質の内分泌かく乱作用に関する知見収集

- これまでの研究事業については、環境省の競争的資金を活用する方式に見直す。
- 競争的資金の活用に当たって、行政ニーズを適宜発信していく。

国際協力及び情報発信の推進

- 英語によるウェブページを作成し、我が国の取組を国内だけでなく、国外に対しても発信する。
- 化学物質の内分泌かく乱作用や影響を評価するための試験結果を国際社会と共有する。
- 試験法開発等の基礎となる研究や情報交換を行う日英・日米2国間事業を継続するとともに、国際機関等での議論にも引き続き参加する。

6

EXTEND2016の推進体制

EXTEND2010における体制

- 「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」を設置。
- 上記検討会の下に3つの検討部会（「基盤的研究企画評価検討部会」、「野生生物の生物学的知見検討部会」及び「作用・影響評価検討部会」）を設置。



新たな体制

- EXTEND2010で設置された4つの検討会及び検討部会を統合し、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」において実務的な検討を行う。
- 結果について、定期的に中央環境審議会環境保健部会に報告する

7